

## 第11号議案

### 品川区行政手続条例の一部を改正する条例

#### 1 改正理由

行政手続法の一部が改正されたことにより、聴聞の通知に係る公示送達の方法が見直されたことを踏まえ、区民の利便性の向上を図るため、同様の見直しを行うこととし、品川区行政手続条例を改正する。

#### 2 改正内容

以下および別紙新旧対照表のとおり条例を改正する。

不利益処分の名宛人の所在が不明である場合の公示方法について、掲示場の掲示であったものをインターネットによる公表を必須にするとともに、掲示場の掲示もしくは事務所に設置したパソコン画面で表示する方法へ改めるほか、本見直しに伴い規定を整備する。

#### 3 施行期日

令和8年5月21日

品川区行政手続条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>平成10年3月30日条例第2号</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相 当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる 事項を書面により通知しなければならぬ。</p> <p>(1) 予定される不利益処分の内容および根拠となる条例等の条項</p> <p>(2) 不利益処分の原因となる事実</p> <p>(3) 聴聞の期日および場所</p> <p>(4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称および所在地</p> <p>2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。</p> <p>(1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、および証拠書類または証拠物(以 下「証拠書類等」という。)を提出し、または聴聞の期日への出頭に代 えて陳述書および証拠書類等を提出することができること。</p> <p>(2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証 する資料の閲覧を求めることができること。</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合に おいては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができ る。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏 名、第1項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各 号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この 項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数 の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が</u></p>	<p>平成10年3月30日条例第2号</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相 当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる 事項を書面により通知しなければならぬ。</p> <p>(1) 予定される不利益処分の内容および根拠となる条例等の条項</p> <p>(2) 不利益処分の原因となる事実</p> <p>(3) 聴聞の期日および場所</p> <p>(4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称および所在地</p> <p>2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。</p> <p>(1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、および証拠書類または証拠物(以 下「証拠書類等」という。)を提出し、または聴聞の期日への出頭に代 えて陳述書および証拠書類等を提出することができること。</p> <p>(2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証 する資料の閲覧を求めることができること。</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合に おいては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号および 第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載し た書面をいつでもその者に交付する旨を区役所掲示板に掲示することによ って行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間 を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>



改正後	改正前
<p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項および第4項ならびに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号および第4号」とあるのは「同条第4項後段」と</u>、第16条第1項中「前条第3号」と、第16条第1項中「同条各号」とあるのは「同条各号」と、<u>「同条第4項」とあるのは「第28条」と、</u>「同条第4項後段」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の第15条第3項および第4項（これらの規定をこの条例または他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項および第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号および第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、「<u>同項各号</u>」とあるのは「<u>同条各号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>